

記載例

住民票等の郵送交付申請書

阿波市長 殿

申請日 平成 25 年 4 月 1 日

○どなたのものが必要ですか

住所	徳島県阿波市 市場町市場字上野段385 番地 1		
氏名	阿波 花子		
生年月日	明治・大正 昭和・平成 西暦	56 年 3 月 9 日	性別 男・女

請求者による自署または押印が必要となります。自署できない場合は市民課までご相談ください。

申請者	住所	徳島県阿波市 市場町市場字上野段385 番地 1		
	氏名	阿波 花子 阿波印		
	生年月日	明治・大正 昭和・平成 西暦	56 年 3 月 9 日	性別 男・女

昼間に連絡が 取れる電話番号	自宅・勤務先・携帯電話 その他 ()	(090) 0000 - 0000
-------------------	------------------------	---------------------

<input checked="" type="checkbox"/> 現在のもの	<input checked="" type="checkbox"/> 謄本 (全員)	1 通	<input type="checkbox"/> 記載事項証明	通
	<input checked="" type="checkbox"/> 抄本 (一部)	1 通	<input type="checkbox"/> その他 ()	通
<input type="checkbox"/> 除かれたもの (死亡・転出)		通		

昼間に連絡の取れる電話番号を必ずお書きください。

手数料	請求件数合計 2 件 × 手数料1件300円 = 600 円
-----	--------------------------------

住民票の写しの場合、記載の必要な事項にレをつけてください

記載が必要なものにチェックをお入れください。

日本人 世帯主・続柄 本籍・筆頭者 住民票コード

外国人 世帯主・続柄 国籍・地域 通称名 法第30条の45に規定する区分
在留資格 在留期間等 在留期間満了の日 在留カード等の番号

世帯の一部の方の請求の場合は、必要な人を下に記載してください。

※申請者と同一の世帯員のみに限られます。

必要人	No.	氏名	生年月日	性別
	1	阿波 太郎	明治 昭和 西暦 55 年 1 月 26 日	男・女
			明治 昭和 西暦 年 月 日	男・女
			明治 昭和 西暦 年 月 日	男・女

世帯の一部の方の証明が必要な場合は、証明が必要な方の氏名・生年月日・性別をお書きください。

使用目的	住民票謄本は児童手当の請求に必要なため。 住民票抄本は自動車購入時に必要なため。
------	---

提出先	〇〇市役所、 〇〇自動車販売
-----	----------------

同封本人確認書類の写し	<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証 2 許可書 3 身分証明書 4 住基カード 5 身障手帳 6 その他 ()
-------------	---

注意： いつわりその他不正な手段により交付を受けたときは過料に処せられます。

○請求できる方

1. 住民票の場合

本人、同一世帯の方

★上記以外の方は

- ・法定代理人…戸籍その他資格を証明する書類が必要です。
- ・任意代理人…委任状が必要です。

※例えば住民票が別になっている父母・兄弟姉妹・叔父・叔母・友人などが代理人として請求する場合には、委任状が必要となります。

※住民票に関する証明書は本人等請求の場合は原則、請求者の**住民登録地**にお送りします。

○郵便請求時に必要なもの

1. 申請書

住民票等郵便請求申請書

2. 手数料

必要通数分の金額を郵便局の「定額小為替(普通為替でも可)」でご用意ください。

3. 返信用封筒

請求者の郵便番号、住所、氏名を記入した封筒に、返信用切手を貼付してください。お急ぎの場合は**速達料金**を貼付してください。

4. 請求者の身分証明書の写し

請求者の本人確認のため、返送先が確認できる本人確認書類(運転免許証等、現住所が証明されているもの)の写しを同封してください。

5. その他添付書類

委任状、関係を表す戸籍、法定代理人や成年後見人であることを証する戸籍謄本や登記事項証明書など(必要な書類は請求内容によって異なります。詳しくは市民課までお問い合わせください)

6. 送付用封筒に1. 2. 3. 4. 5を入れ、次まで送付してください。

〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市市民課 証明書交付係



○注意事項

- ・住民票に関する証明書は阿波市に住民登録されている方、または阿波市に住民登録されていた方のみ交付ができます。阿波市以外の方は住民票を置かれている市区町村へ請求するか、広域交付の住民票をご利用ください。
- ・必要な住民票に記載されていない方で、利害関係のある方は請求可能な場合がありますが、請求理由を詳しく記載していただき、利害関係を示す書類が必要となります。
- ・ドメスティック・バイオレンスやストーカーの被害者の個人情報を守るため、住民票の写し等の交付を制限しています。
- ・手数料は切手、収入印紙ではお取扱いできません。
- ・為替を送料とすることはできません。
- ・請求書、証明書ともに信書に該当しますので、信書が送付できる方法をご利用ください。
- ・郵便での請求は、証明書が届くまで数日がかかりますので、余裕をもって請求してください。
- ・申請内容に不備があると、交付が遅れる場合があります。不明な点がある場合は、電話で確認いたしますので、昼間に連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。